

令和5年2月6日

簡易吸収分割公告

債権者各位

大阪市北区梅田一丁目13番1号

東洋紡株式会社

代表取締役 竹内 郁夫

当社（甲）は、令和5年1月25日開催の取締役会において、令和5年4月1日を効力発生日として、当社の機能素材に係る事業に関する権利義務を東洋紡エムシー株式会社（乙、本店所在地 大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス）に承継させることを決定いたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、この吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を経ずに決定しております。

記

- この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
- 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - （甲）
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
 - （乙）
確定した最終事業年度はありません。

以上